

厚生委員会会議録

平成26年5月27日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:25

案 件

1. 市立病院の運営について
2. 高齢者福祉対策について
3. 子育て環境について
 - (1) 子育てに関するアンケート調査報告書について
 - (2) 子ども・子育て支援新制度について
 - (3) 飯塚市立相田保育所に係る移譲法人の決定について
 - (4) 菰田・徳前保育所の統廃合について

【 報告事項 】

1. 飯塚市障がい者計画の策定について (社会・障がい者福祉課)
2. 「スペシャルサポートガイドブック」、「バリアフリーマップ」について (社会・障がい者福祉課)
3. 第30回飯塚国際車いすテニス大会の開催について (社会・障がい者福祉課)
4. 公用車による交通事故発生について (社会・障がい者福祉課)
5. 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について (保護課)
6. 子育て世帯臨時特例給付金の支給について (こども育成課)
7. いづか健幸都市基本計画の策定について (健康・スポーツ課)

○委員長

おはようございます。ただいまから厚生委員会を開会いたします。「市立病院の運営について」を議題といたします。「市立病院の現状について」執行部の説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

飯塚市立病院の現状についてご報告をいたします。

まず資料のほうをお願いいたします。資料の1ページをお願いいたします。まず医師数でございますが、平成25年4月1日と平成26年4月1日、平成26年4月1日は表の右端にございます。を比較いたしますと、内科で常勤医師が1名の増、非常勤医師が1名の増、外科で常勤医師が1名の増、整形外科で非常勤医師が2名の増、呼吸器外科で常勤医師が2名の減、乳腺外科で非常勤医師が1名の減、眼科で非常勤医師が2名の増、麻酔科で常勤医師が1名の増、非常勤医師が2名の減となっております。その他の診療科には増減はございません。この結果でございますが、呼吸器外科と乳腺外科で医師が不在となっております。この理由につきまして、問い合わせをしましたところ、指導的医師が都合により3月末をもって退職をされたため、大学医局より派遣を受けていた医師が引き揚げられたためであるということでした。今後につきましては、この両診療科は今後の市立病院の重要なポジションとなる科目であることから、早急に医師の確保に努めたいとのことでございますが、この部門の専門医が少ないため医師の確保ができるまで当分の間、外科医による診療を行うとのことでございました。以上によりまして、常勤医師28名、非常勤医師が27名となりまして常勤は増減がなく、常勤が2名の増となっております。看護師につきましては、正規職員が2名の増、臨時職員が

4名の増となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。平成22年度から25年度までの診療科別の患者数を掲載しております。平成22年度から25年度までの各年度の合計患者数、及び前年度との差し引きを記載しております。表の1列目が上段から診療科目、それから患者数の合計、1日当たりの患者数、病床利用率、平均在院日数、平均診療日数となっております。24年度と25年度の1日当たりの患者で比較いたしますと25年度は入院患者数が164.1人、外来患者数430.1人で、24年度の入院患者数178.0人と比較しますと13.9人の減、外来患者数431.4人と比較いたしますと1.3人の減となっております。診療科別で比較をいたしますと入院では内科が4571人の減で14.7%の減、外科では3830人の減で、これが30.8%の減、整形外科では3030人の増で19.4%の増と大きく変動いたしております。これは既にご報告をしておりましたが、一部建て替え工事の影響が内科で顕著でございまして、逆に整形外科におきましては医師数がふえておりまして、手術数の件数も増加しているとのこととございました。この表の下段、右端の前年度との比較を見ますと、入院数が大きく減少しております。特に病床利用率が5.6%減少しております。このことにつきましては、さきの厚生委員会でもご報告をしておりましたように、建て替え工事の影響ではと考えております。その対策といたしまして、病棟の変更等を実施しました結果、幾分改善をいたしておりますが、今後も工事期間中は厳しい状況が続くのではと考えております。本館工事は10月竣工を予定しておりますが、今後の工事工程によっては騒音や振動、日照等の入院環境の悪化が想定されますので建築課を通じて工事業者と協議をするとともに、影響を最小限に抑えるよう指定管理者と対策を講じていきたいと考えております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。1日平均の患者数の推移でございしますが、1日平均患者数の22年度から25年度までの各月の推移をグラフにしたものでございます。上段が外来患者数、下段が入院患者数となっております。なお、市立病院の一部建て替え事業につきましては順調に進捗をしております。既に鉄骨により骨組み工事が終了しておりまして、現在内部の各室の工事に入っております。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○松本委員

おはようございます。資料をお示しいただきました今の2ページの、各科のですね、資料をお示しいただきましたけれども、この中で医師数はさっき言われたように正規の先生は変わらないということですが、入院を持っている科がみんなマイナスなんですよ。整形外科とそれに付随したりハビリはあれなんです、内科、外科、眼科ですね、すべて落ちているんですね。これは前々回あたりから病院の建て替え等々についてというご答弁をいただいておりますが、それだけでね、この分析はどのようにされているのか、入院患者を持っている科については非常に悪い。外来だけの科は伸びている。ですね、違いますかね。どうでしょう、その辺は。

○健康・スポーツ課長

外来につきましては、全般的に患者様が来ていただけるようになっておりますが、結果的にその中から入院につながる方がいっちゃって初めて入院のほうにふえるという形にはなっております。ただその際、どうしても工事の影響から、特に昨年度の前半につきましては、夏場、秋ごろまでに関しましては、非常に環境が悪いと、特に掘削をやっておりました関係から非常に振動があるということをお客様のほうから病院のほうに苦情としてもあがっておりましたので、結果といたしまして入院を持っている科が確かに減っております。ただ、特にいま減っております科につきましては、西病棟を主に入院の病棟としておった科につきましては、やはり落ち込みが多いようでございまして、また眼科につきましては特に先生が一人退職を3月でさ

れました関係から、先生の入替えがあつておましてその分で患者様が減つておるといふうには聞いております。

○松本委員

そうしますとこの現象は、建て替えのための減少であるといふうに分析をされているのでしょうか。当然建て替えて、きれいになった病院には患者さんがお見えになるかもしれませんが、この入院の科のところが増少している理由は、単に建て替えだけのものだといふうに思つておられるのでしょうか。そこの分析をお尋ねしたいんですが。

○健康・スポーツ課長

大きな原因につきましてはそのように考えておりますが、それ以外にも市内全域といたしまして、外科のほうではやはり入院のほうが増つておるといふうなお話も聞いております。これにつきましては、これは確たる数字があるわけではございませんが、健診等の効果によりまして、がん等の早期発見等が非常に件数が多くなりまして、比較的簡単な処置で退院をされると。回復をして長期入院をするような方が減つてきておるといふうなお話も聞いております。そういったもろもろの事情はあるかとは存じますが、今回、本年度のような大きな、特に入院の患者さんの減少につきましては、そういった工事の影響が最も大きいのではないかといふうに考えております。

○松本委員

市立病院につきましては、以前から運営状況、大丈夫なのか、建て替えて払っていけるのかといふうなね、議会の中でも心配が出ていたと思うんですよ。赤字赤字でいかれると当然指定管理者のほうは建て替えのお金は払わないかん、患者さんは少なくなる、経費的には大変厳しい状況が続くのではないかなという懸念をいたします。それで、あなた方は建て替えているので、患者さんに大変迷惑をかけているのでその部分で、もちろん要因というのはあろうと思いますが、それだけで簡単に、じゃあ建て替えて、建て替えが終わりましたらできるんですよという私は話にはならないんじゃないのかなという心配をしているんです。多少、目新しいといふうか、新しいものについては来ていただけるという、そこら辺の理解もないわけではありせんけれども根本的にやっぱり何らかの原因といいますか、そこをやっぱり分析をしていかないと今後市立病院といふのは大変厳しい状況になるのではないのかなと。で、私どもの地域医療の拠点として、やっぱりここを立ち上げたわけですからぜひとも失敗がないようにやっていたかなくてはならんのですが、どうも私としてはそこを懸念しています。それで建て替えが主であるといふうにいま言われますけれども、やっぱり何らかの形で分析をやっていたかなくてはいかんのじゃないかなと私は思っているんですが、聞いても建て替えのせいだといふうに言われるんですね、あれですが、患者さんが減つたといふうに言われていますが、じゃあ颯田病院あたりは、颯田病院もうちあるんですが、颯田病院の経営状況といふのはいま患者さんが少なくて大変な状況なんではないでしょうか、お尋ねします。

○健康・スポーツ課長

颯田病院の状況につきましては、先日マネージャーのほうとお話しする機会がございましたのでお話を伺うことができました。颯田病院も平成20年に開院をしておりますけど、それ以来ずっと黒字であるといふうことでございました。非常に特徴的なところといたしましては、病床利用率が90%をはるかに超えていると。場合によっては入院をお断りするケースも非常に多いという状況であります。病床利用率が高いといふことは、この委員会のほうでもご説明いたしましたように非常に経営は安定するといふことになりますので、颯田病院は非常にその点から見ましても安定をしているのではないかといふうに聞いております。また在院日数も短くございまして、だいたい13日から14日程度、2週間程度の平均在院日数であったそうでございます。また、医師数については常勤が9名で、あとは非常勤医でといふうことでございます。全体的には職員のほうにつきましても、若いという特徴はあるといふうことでございまし

たけど、私どもから見ますとあそこは透析センターを持っておりまして、それとあとは家庭医と言いまして在宅医療について非常に熱心に力を入れてあるという特徴を持っているというのは非常に大きな利点といたしますか、ではないかなというふうには思っております。それに比べますと市立病院では先ほどもご報告いたしましたけど、25年度で病床利用率が65%ぐらいということになりますので、その辺でも非常に大きな差があるということではございます。そのほか、颯田病院につきましては全体的に新しい病院ではございますけれど、医療機器等につきましては、極力買い直しをしていないというふうなお話も聞いております。

○松本委員

颯田病院が医療機器を買い替えないとか、そういうことはいいんですが、やっぱり颯田病院は颯田病院で特色を持った営業と、営業と言ったらちょっと言葉があれですが、仕事をやっておられるわけですね。そうすると、いま病床のところの率が60何%、こちらはお断りをするような状況ですね。その差がやはりあるわけですよ。その差が建て替えのそれだけというふうには私はどうも考えづらい。そうしますといまの時点でやっぱりちゃんとした中身を精査しておかないと、建ててしばらくはいいかもしれませんが、また同じような状況が私は生じてくるのではないのかなという心配をしているんです。ですから、その分析をよくやって建て替えの時期に、患者さんに迷惑をかけているこの時期に、その分析の結果が新しい病院になったときにちゃんと出せるような状況をつくっておかないといけないんじゃないのかなということこの質問をしているわけです。それで皆さん方も建て替えで迷惑かけて、しゃあしいで、うるさいんですよというそういうことだけではなくて、この入院患者さんのいらっしゃる科について、どういうふうな対策を今後やっていくというふうなちゃんとしたものを持っておかないと、私はまた同じ状況になるのではないのかなと危惧しています。それでその辺のところも十二分に考えてやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○健康・スポーツ課長

ご意見ありがとうございます。私どもも市立病院につきましては大変危惧をしている部分がございます。やはり現状ではなかなか黒字までいかないという状況がございまして、それは一時的なものかもしれませんが、質問委員がおっしゃるように、できたあとどのようにして安定的な経営や、また地域医療について貢献をしていけるかというところが重要な課題になっているかと思えます。そのためには新しい病院につきましては、その特色といたしますか、地域の中でどういった役割をするのか、どういった部門の力を入れていくのかというふうな市立病院のビジョンというものを明確に出していただきたいというふうにはお願いをしておりますし、結果的にそういった部分がありまして初めて安定的な地域での活動といたしますか、経営にも寄与ができるし、地域医療についても寄与できるのではないかとこのように考えております。今後につきましても管理者のほうには常日ごろからそういったビジョンをぜひ描いていただき、それについてのご報告をいただきたいというふうに申し上げておりますので、また報告できるようになりましたら委員会のほうにもご報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○松本委員

ぜひですね、やっていただきたい。でないと私どもの心配しておった状況に進んでいって困るわけですね、ぜひお願いをしたいというふうに思っています。それともう1点、いいですか。土曜日の新聞に医工学連携協定ということで飯塚市研究開発機構がこの中に加入をしたという新聞が出ておりました。これは市と飯塚病院、そして九州工業大学、それに今回、飯塚研究開発機構が加わったということなんですが、このイノベーション推進会議というのは大体どういった、あの、私の考えでは技術であるとか、経営であるとか、そういった改革、そして新しいものをみんなの力でネットワークをつくってやっていこうというふうに思っておられるのではないのかなというふうに思うんですが、これはどういうあれなんですか、お尋ねします。

○委員長

答えられますか。（発言する者あり）

○松本委員

新聞記事で急に質問をしていますので、あれですが、この中に市と飯塚病院、そして九州工業大学というふうに書いてございます。で、まさにいま私どもは飯塚市の市立病院、まさにこの真ただ中というふうに思っているんですが、これはあとのほうにも書いてありますが、医療機器を大学なり、病院なりの意向を聞いて使いやすい便利なものを作っていこうと言われるのは承知をいたしておりますが、その中にはやはり経営であるとか、うちはやはりこういうことを主として病院はやっていこうとするので、こういうここの小さい機械をつくってほしいとかですね、何かそういうことなんでしょうというふうに漠然とですが思うんですが、では、この中にやっぱり市立病院も入っていただいて、入れてもらってですね、いろんなことを、まあ勉強といったら言葉が変ですが、経営についてやっていただきたいなというふうに私はこの記事を見て思いました。それで、麻生の飯塚病院については大手というか、いろんな技術を持っていらっしゃるのに入っていただいて、また市立病院なりが参考にさせていただくようなことも多々あると思うんですよ。それで入っていただいていいんですが、ありがたいんですが、市立病院等々も飯塚市が抱えていますので、こういった中に盛り込むことができるのか、一緒に入ってやっていこうとすることができるのかをお尋ねします。記事を読んで私はそう感じましたので、いやそれはこういう理由でできないんですよとかいうことがあれば、お示してください。

○健康・スポーツ課長

医工学連携につきましては、私どもも記事で読んでいるぐらいしか知識はございませんが、基本的なところといたしましては、医療現場と技術といいますか、そういった技術革新の能力を持っている知的団体、大学でございますが、それと今回は研究開発機構、そこが仲立ちをして販路もあわせて1つの団体として協定を結んでやっていこうというふうな方向性であるのかなというふうには認識はしております。ただ、市立病院につきましては、飯塚病院と比べますと、どうしても先進的な医療という部分については、市立病院についてはやはり少し落ちるのかなというふうな認識は持っておりますし、あちらは3次医療機関としまして高度先進医療をしているところでの違いというのはあるのかなというふうには今の質問委員の話聞きながら思っておるところではございますが、具体的にある特定の分野等につきましては、ひょっとしたらそういった部分については1つの研究といいますか、そういったことができる部署もあるかなというふうには思っております。ですから、いまの内容につきましては市立病院のほうに一度状況を確認いたしまして、飯塚病院のほうにも当然確認をいたしまして、具体的に何をされてあるのかというところを特に聞いてみまして、その辺の情報をいただいた上で市立病院のほうには今後の新しい病院でひょっとしたら取り入れることが可能な部分もあるのではと思いますので、そういった部分についても新しい市立病院の方向性として検討する材料とはなるのではないかとこのように思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○委員長

この件の質疑についてはこの辺ぐらいで。

○松本委員

ぜひですね、そういった検討をしていただきたいというふうに思います。飯塚病院とはまた違うですね、市立病院、いま言われるとおりでと思いますので、ぜひ今後の市立病院の運営に何らかの思いができればですね、これはまたこれで大変ありがたい、この4者協定についても大変いいことであろうというふうに思っているんです。その中に、ぜひそういうことができればですね、組み込んでいただければなということ要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「子育てに関するアンケート調査報告書について」、及び「子ども・子育て支援新制度について」、以上2件について執行部の説明を求めます。

○こども育成課長

子育てに関するアンケート調査報告の報告書の概要版についてご説明いたします。

国では平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定され、それに伴いまして飯塚市も昨年6月議会におきまして飯塚市子ども・子育て会議条例を制定いたしました。そして、平成27年度から実施の子ども・子育て支援事業計画の策定を今しているところです。その基礎資料としまして、国が示しました調査項目に準拠して市内の就学前児童保護者3000人、小学生保護者500人を対象に25年1月1日から18日までの期間で子育てに対する実態や意識を調査いたしました。それをまとめたものが、今回お配りしております概要版です。

2ページをお開きになってください。保護者の就労状況です。右下のほうに保護者の就労状況の集約としまして、共働きの計が書いてあります。就学前児童では52.6%の方が共働き、そして小学生では60.6%の方が共働きです。平日の教育・保育事業の利用について3ページをご説明いたします。幼稚園、保育園、認定こども園を利用しているというのが72.8%の方です。その利用している内容としましては、認可保育所が52.8%、預かりなしの幼稚園が21.2%、認定こども園が14.7%となっております。今後の意向としましては、その下の棒グラフですけれども、保育所、それから預かりありの幼稚園、そして、認定こども園の順になっております。

4ページをお願いします。一時保育等の利用について、病児・病後児保育の利用についてです。子どもの病気などで休んだことがあった人は77.8%です。そのときの対処方法としまして、お母さんが休んだのが70%、そして家族や知人に見てもらったのが48.9%となっております。次の一時保育、不定期の教育・保育事業ですけれども、今後の利用意向なんですが、したい方は32.4%、その利用目的はリフレッシュ、そして冠婚葬祭等が57.8%、56.9%と高い割合を示しております。

次に5ページですが、放課後児童クラブ、学童保育の利用ですけれども、これは就学前は41.3%の方が低学年のときは利用したい。高学年は16.7%の方が児童クラブを利用したいというふうな結果が出ております。

このニーズ調査は、子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たっての幼稚園や保育園、保育所、認定こども園の27年度から31年度までの人数の見込み、そして現状を勘案して設定、施設整備をするようになっております。具体的には幼稚園と保育園のシステムを改正するに当たりまして、保護者の就労時間の現状と保護者の就労の潜在ニーズ、そして利用意向のニーズと現状の利用児童数を照らし合わせて5年間の見込みを出して施設整備をするものです。

子どものために最善の支援と地域社会で親育ちの支援をしていき、そして国が言っております待機児童なくすことを目的としております。

6ページから8ページですけれども、ここは飯塚市独自に調査いたしました。次世代育成支援対策行動計画が最終年度となりますので、独自に飯塚市の子育て環境に対する評価についても調査いたしました。飯塚市の子育て全般の評価としましては、どちらかといえば評価するというのが、前回、平成20年度に次世代の後期計画策定時のニーズ調査よりも9,475ポイントの伸びとなっております。また、この調査報告書、そして平成26年度の飯塚市子ども・子育て会議第1回目からの議事録などを今月から市のホームページに掲載しております。順次更新していく予定です。また、子ども・子育て新支援制度につきまして同じくホームページに概要をアップしております。また内閣府の公式ホームページへリンクできるようになっておりますので、よかったら開いて見てほしいと思います。

以上でアンケートの調査報告書の説明を終わります。

○子育て支援課長

続きまして、子ども・子育て支援新制度についてご説明いたします。

お手元のパンフレット、すくすくジャパンの1ページをお開きください。先ほども説明ございましたが、平成24年に立法化されて、平成27年度から施行予定の幼稚園、認定こども園、保育所を中心といたします子ども・子育て支援新制度につきましては、これまで教育と保育についてそれぞれ文部科学省と厚生労働省の所管で事業が実施されておりましたが、新制度におきましてはこれら3施設を中心といたしまして内閣府所管のもとで教育・保育サービスを一体的に提供されることとなりました。

パンフレットの7ページをお願いいたします。このため幼稚園、認定こども園、保育所の利用に当たりましては、すべての利用者に保育の必要性の認定が実施されるということになります。保護者の就労等の事由によりまして、3つの認定区分に認定が行われ、その認定区分と利用者のご希望によって幼稚園か、認定こども園か、保育所に入所することになります。

8ページの右上の3つの認定区分の説明をいたします。1号認定は教育標準時間認定と呼ばれるものでお子様が満3歳以上で教育、すなわち幼稚園を希望される場合でございます。この1号認定のお子様は幼稚園、または認定こども園に入所できます。2号認定は満3歳以上の保育認定を受けられた方でお子様が満3歳以上で保育の必要な事由に該当されまして、保育の必要な事由というのは9ページに記載してございます、この事由に該当されまして保育所等での保育を希望される場合でございます。この2号認定のお子様は保育所か、認定こども園に入所できます。3号認定は満3歳未満の保育認定を受けられた方でお子様が満3歳未満で、なおかつ2号認定と同じく保育の必要な事由に該当され、保育所等での保育を希望される場合でございます。この3号認定のお子様は保育所か、認定こども園に入所できます。

また新制度発足に伴いまして、5ページから6ページに記載されておりますとおり、子ども・子育て地域支援事業といたしまして一時預かり事業や子育て支援センター事業、放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業などをさらに充実していくようになります。このため共働き家庭ばかりではなく、すべての子育て家庭のために子育て支援事業がより利用しやすいように変わる予定でございます。例年、幼稚園等におきましては、園児募集を10月ごろから始められていることから子ども・子育て支援新制度及び入所申請の仕方等が案内されておりますパンフレットを作成いたしまして、就学前の保護者に配付し早めの周知に努めてまいりたいと考えております。今後は、先ほどこども育成課よりもご説明いたしました子ども・子育て会議におきまして、子ども・子育て支援事業計画を策定する中でニーズ調査結果を十分検討し教育保育サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

なかなか、認定というような言葉も出てきましてその辺のあれがわからないんですが、本当に保護者の方は戸惑われることがいっぱいあると思うんですけども、この認定とかを受け付けるところっていうか、部署はどこになるんですか。

○子育て支援課長

認定を実施いたしますのは、これは市町村、私ども子育て支援課でございます。受け付けにつきましては、7ページ、8ページでございますように、幼稚園等の場合であれば幼稚園のほうに直接利用申し込みをされまして、そのあと幼稚園のほうから市のほうに認定申請書を提出されて市のほうで認定するといったような手順になります。保育所の場合は下のほうに記載してございますが、市町村に保育の必要性の認定を申請するというふうになっておりますが、このあたりは従前、飯塚市では園を通していただいておりますので、今後の検討ではございますけども、今と同じような形になるのではないかというふうに考えております。

○宮嶋委員

ということは、1号認定の場合は幼稚園等に申し込めばいいし、この2号、3号については役所及び今までどおり保育所に持ち込むということですがけれども、これはその、特に保育所の場合は自分が通わせたい保育所に申し込むのか、どの保育所に決まるのかっていう決定はどこがするんですか。

○子育て支援課長

これもパンフレットの8ページのところに保育所等での利用希望の場合というところの4番ですね、申請者の希望と、それと認定状況を勘案いたしまして市町村が利用あっせん調整をするということになります。

○宮嶋委員

ということは、今までどおり保育所に入れたい方は市役所のほうに申し込めば第1希望、第2希望と、いままで入れたい場所を聞かれていたと思うんですけど、そういう同じことでいいということですかね。何か自己責任で自分で決めなさいということが前からずっと言われてきてたんで、ちょっとその辺のことがよくわからないんですが、それでよろしいんですね。

○子育て支援課長

基本的には、今までとそう大きく流れが変わるということはないというふうに考えております。

○宮嶋委員

それから保育料のことなんですが、保育料は、今までは国なりから直接入ってくるという形になっていたと思うんですが、その辺の流れが変わると。保護者のほうに補助金ですかね、が入るというようなふうになるというふうに言われていたと思うんですが、その辺の補助金、保育料っていうか、そこらへんの流れはどういうふうになるのか、教えてください。

○子育て支援課長

今回の改正の大きな点でもございますが、幼稚園に関しましていわゆる応能負担といったような制度になります。わかりやすく言えば、いま保育所のほうの保育料は応能負担で階層ごとに利用料金が決まっておりますけども、幼稚園につきましても今後は新制度のもとでは応能負担といった形で料金が課されるということになります。

○宮嶋委員

いま幼稚園は応能負担ですが、いま最後、幼稚園と言われたと思うんですが、保育所の場合も応能負担というふうな形になるんですか。補助金の流れがどんなふうになるのか。

○子育て支援課長

現在、幼稚園に通われているお子さんの場合は、補助金と言いますのは就園奨励補助金といった形で利用者のほうにはあとで補助金が出ますけども、今回幼稚園の中でもこの新制度の中

に参加する施設については応能負担といったような形になりますので、わかりやすく言いますと保育所と同じように世帯の所得に応じて利用料金が決まるということになります。また、この新しい制度にのらないと、従来型の幼稚園のままでいくというふうな幼稚園が出た場合は、従来どおり利用者の方は授業料を納めたあと就園奨励補助金というのが残るといふふうに聞いております。

○委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、「飯塚市立相田保育所に係る移譲法人の決定について」、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

飯塚市立相田保育所に係る移譲先法人の決定についてご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。去る5月7日に相田保育所の民営化に伴う移譲先法人につきまして、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会より飯塚市長に答申がなされ、このたび移譲先として社会福祉法人いしずえ会を決定したところです。移譲先法人の選考につきましては、昨年7月、先のあり方検討委員会に募集要項、選考基準等を諮問いたしまして本年2月3日から2月28日まで約1カ月間募集を行いました結果、いしずえ会以下3法人から応募がございました。

いしずえ会に決定いたしました経緯につきましては、3ページから4ページに記載しておりますが、あり方委員会におきまして3月27日にいしずえ会が運営されているつはらたんぼぼ保育園以下3法人が運営いたします社会福祉施設の視察を行い、4月17日にいしずえ会以下3法人による保護者へのプレゼンテーションを相田保育所で実施させていただきました。その後、4月25日に同法人以下3法人に対しますヒアリングと移譲申し込み調書等に基づく厳正な審査・審議が行われ、採点評価の結果、採点評価につきましては7ページに記載しておりますが、同法人が307点と最も高い得点を得られ、また選定基準でございます配点合計400点の7割である280点以上の評価を得たことから同法人が移譲先として選定されたものでございます。

今後は来年4月の民営化実施に向け、移譲に当たっての諸条件並びにあり方検討委員会の附帯意見に沿って保護者の皆様といしずえ会、飯塚市の3者による十分な協議を行い円滑な事務事業の引き継ぎに最大限努力してまいりたいと考えております。なお、5月28日に第1回の保護者説明会を開催する予定といたしております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

次に、「菰田・徳前保育所の統廃合について」、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

菰田・徳前保育所の統廃合につきましては、昨年9月開催の本委員会におきまして整備時期及び候補地の選定についてご報告したところでございます。その後の進捗状況についてご報告いたします。

昨年、本委員会報告後の9月27日に菰田・徳前両保育所の保護者の皆様へ文書により通知し10月4日、菰田地区及び飯塚地区の自治会長会でご説明を差し上げたあと、隣組回覧により地域の皆様に周知を行いました。その後、12月補正予算に建築確認申請手数料、用地確定測量、地盤調査及び設計委託料、計2987万5千円を計上いたしまして本年2月7日に設計業者と建設工事設計委託契約を締結したところでございます。なお、設計期間が約9カ月を要すると見込まれることから全額を繰越明許費としております。現在、詳細設計につきまして両

保育所長をはじめ、現場の保育士、調理員を含め検討を進めているところでございます。

お手元の図面にございますとおり、新園舎の概要といたしましては、菰田・徳前両保育所がそれぞれ90名定員でございますことから、新園舎につきましては180名定員、延べ床面積約1800平米を予定しており0歳から5歳までの年齢区分ごとの保育室のほか、遊戯室を整備する予定でございます。施設の特徴といたしましては、総2階建てを前提としておりますことから、障がいのある児童も受け入れられるよう公立保育所では初めてとなりますエレベーターを設置する予定でございます。そのほか菰田で実施しております一時預かり事業を継続するため一時預かり室を整備することとしております。

今後のスケジュールといたしましては、6月以降、保護者説明会並びに地元説明会を開催する予定としております。本体工事につきましては、平成27年度中の完成を目指して計画を進めてまいりたいと考えております。なお、今回添付いたしております園舎の設計図面につきましては確定したものではありません。今後変更する場合がありますのでご了承いただきたいと思っております。

以上簡単でございますが、菰田・徳前両保育所の統廃合について報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

これは道路までぎりぎりのようですけれども、送迎の車の流れとか、駐車場2台しかここに書いていませんけれども、そういうのはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

送迎の問題は最も懸念された事項でございましたので、この図面には記載してございませんが、道路向かいの市場の用地がございまして、その中におおよそ20台ほどの駐車スペースを確保する予定にいたしております。

○宮嶋委員

ということは、朝送ってきて前の駐車場に停めて、親子でこの道を渡るというふうになっているわけですか。

○子育て支援課長

2台ここにスペースがございまして、込み合った場合には当然そういった形になるかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から7件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市障がい者計画の策定について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

恐れ入ります。お手元に第3期飯塚市障がい者計画というA4のこの冊子があるかと思いま

す。こちらのほうをご参照いただきますようお願いいたします。飯塚市障がい者計画の策定についてご報告いたします。

このたび策定いたしました第3期障がい者計画は障害者基本法第11条に基づく市町村障がい者計画として障がい者の生活全般にかかわる行政施策の基本的方向性を定めたものでございます。第3期計画の期間は平成26年度、本年度から平成35年度までの10年間となっております。計画策定に当たりましては、市内に居住する障がい者、障がい児の保護者、また障がいのない市民、合計約4700人を対象としたアンケート調査を行うとともに、障がい者団体や障がい者が日常的に深いかかわりを持つと考えられる公共交通機関等へのヒアリング調査等を実施いたしました。あわせて、計画原案に対する市民意見の募集を行いまして、これらの結果を参考にしながら飯塚市障がい者施策推進協議会、これは市長の諮問機関でございますが、こちらにおいて7回のご審議をいただいた上で本年3月20日に協議会会長から市長に対しまして計画最終案の答申を受けて、その後策定に至ったものでございます。これは300部現在作成をいたしました。今後はこの計画に基づき関係機関などと連携をいたしながら、本市の障がい者施策を推進してまいりたいと考えております。

かなりのページ数になりますので、要の部分についてのみご報告をさせていただきたいと思いますが、恐れ入ります冊子の35ページをご覧ください。35ページの下段のほうに、この計画の基本方針、そして基本理念を掲げておるところでございます。読み上げますと下段のほうでございますが、「すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てることのない共生社会づくりを目指して、計画の基本理念を」、ここで太字でちょっとお示ししておりますけど、「障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」というふうに定めておるところでございます。

この体系につきましては、恐れ入ります40ページをお開きいただきますでしょうか。ここに全体的な施策の体系をお示しいたしておるところでございます。いま申し上げました基本理念が一番左肩でございます。そして、この基本理念のもとに基本目標として4つあげておりますのが、障がい者に関する正しい理解の促進、障がい者の権利の擁護、障がい者の自立と社会参加の促進、生活環境におけるバリアフリー化の推進ということになります。この4つの基本目標を達成するために、右肩のほうに施策分野、そして施策の方針というふうに展開をしていくわけでございますが、40ページの真ん中ほどに横断的視点という縦に書いておりますのが、こういった基本目標を具体的に進めていくための横断的な視点として障がい者を支える地域での人づくり、そして障がい者とその地域を結ぶ、つながる仕組みづくり、こういったものもしっかり視点に置いて進めていこうというふうにしておるものでございます。あと後段のほうには、113ページ以降に附属機関であるとか、附属機関の推進協議会の委員の名簿、そして用語の解説等を添付いたしました上で策定をいたしております。

以上、簡単ですがご報告にかえさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「スペシャルサポートガイドブック、バリアフリーマップについて」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

恐れ入ります。今度はスペシャルサポートガイドブックという冊子、そしてバリアフリーマップ、あわせまして、そのあらましをお示ししておりますA4横の資料をご参照いただければと思います。よろしくようお願いいたします。このたび障がいのあるお子さんへの支援制度をまとめたガイドブック及び市内のバリアフリーマップを作成いたしましたのでご報告いたします。

まず1点目、スペシャルサポートガイドブックと横文字で書いておりますけれども、これは障がいのある子どもさんへの支援の内容がわかりづらいという保護者の方の声をきっかけに、障がいのあるお子さんへの支援制度をまとめた案内冊子でございます。編集等には保護者の方々にもかかわっていただきまして、乳幼児から青年期に至るまでのいろんな施策等についてその流れ、そして具体的な行政の制度と、こういったもののほか、子育ての体験談なども盛り込んだ内容といたしておりまして、お子さんの成長に不安を感じたときなどに読んでいただくことで、子育てに向き合うお手伝いになるようにということで策定をいたしております。500部製本をいたしまして、関係者はもとより行政関係機関、そして市内の子育て施設や病院等でも無料配布をいたしておるところでございます。

2点目のバリアフリーマップについてご説明いたします。障がい者の外出機会の拡大、社会参加を促進していくために、車いす対応のトイレ、あるいは入口の段差解消など利用しやすいよう工夫されている店舗や施設のバリアフリー情報をまとめた案内図でございます。この地図の形状はこういうふうな冊子版と、それから市のホームページでも見ることが出来るウェブ版の2種類を作成いたしておりまして、このマップをもとに多くの方がまちに出かけ、人もまちも元気になるようにという思いから作成をいたしております。全部で1000部製本いたしまして、関係者はもとより市役所、それから支所、市内公共施設で無料配付をいたしておるところでございます。なお、スペシャルサポートガイドブック、バリアフリーマップ、それぞれ国、県の地域生活支援事業という補助事業がございました。4分の3が補助金として出るわけでございますけれども、これらを活用して作成をさせていただいております。

以上簡単ですけど、ご報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第30回飯塚国際車いすテニス大会の開催について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

こちらは別に資料はございません。第30回の飯塚国際車いすテニス大会の開催についてご報告申し上げます。

特定非営利活動法人九州車いすテニス協会主催によります飯塚国際車いすテニス大会が筑豊ハイツテニスコートをメイン会場といたしまして、5月13日火曜日から18日日曜までの6日間開催をされまして、海外14カ国と国内18都府県から100人の選手の参加によりまして熱戦が繰り広げられました。今年は30回の節目となりますことから大会に先立ちまして5月10日土曜日に、飯塚コスモスコモンにおきまして30周年記念シンポジウムが開催されました。シンポジウムにおきましてはスポーツジャーナリストの二宮清純氏による「スポーツとともに生きる」というテーマとした基調講演、それから世界で活躍をされておられますアスリートの皆さんによる「障がい者スポーツの夢と未来」ということをテーマにしたパネルディスカッションが行われ、約450人の参加がございました。

以上簡単ですけど、ご報告を申し上げます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

資料をご参照いただきたいと思います。公用車による交通事故発生のご報告でございますが、

事故の発生日時は平成26年3月19日水曜日、午後3時40分ごろでございます。当日は天気は晴れでございましたが、事故の発生場所は飯塚市の大日寺地内、障がい者施設の駐車場となっております。

事故の概況を申し上げますと、障がい者施設駐車場において福祉部職員がアクセルとブレーキを踏み誤り急発進させ、当該施設の駐車場の柵を倒したもので柵に損害を与え、また公用車を損傷させたものでございます。損害の状況といたしましては、人身傷害はございませんけれども公用車のフロントバンパーほか損傷、それと相手方である施設の駐車場の柵を壊したということでございます。この事故にかかわる損害賠償につきましては、現在相手方と協議中でございます。簡単ですがご報告申し上げます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」、報告を求めます。

○保護課長

生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について報告させていただきます。

この事業は地方自治体と厚生労働省福岡労働局ハローワーク飯塚の連携をもとに、生活保護受給者等の就労促進を図るために新たに設けられた事業でございます。この場合の生活保護受給者等就労自立促進事業とは、生活保護受給者や生活困窮者、この場合、生活保護の新規申請者等を含めますが、これらのものを対象として自治体の庁舎内にハローワークの常設窓口を設置し、ワンストップ型の就労支援体制を整備するものでございます。具体的には飯塚市の場合、現在の庁舎第2別館、保護課2階フロアをパーティション等で間仕切りまして、常設窓口として検索端末3台を設置するとともに、ハローワーク職員を2名常駐させまして保護課に来庁した保護受給者や要保護者にそのままワンストップで活用させ、早期就労支援を実施することとなっております。実際の運用はことしの10月から11月頃を予定しております。

福岡労働局の説明によりますと県内におきましては、政令市及び中核市として福岡市南区、北九州市小倉北区、久留米市において設置運営がなされており、これらの自治体以外に生活保護における世帯類型のその他の世帯、これは就労可能な保護受給者が多く含まれた世帯、このような世帯が多い自治体から飯塚市と大牟田市に対し厚労省のほうから設置意向調査が行われまして、飯塚市としまして各課と協議を行いまして設置の方向で回答を行ったところでございます。したがって、26年度につきましては飯塚市を含めまして、大牟田市がお断りの回答を行ったということですので、県内では4自治体の実施するということでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「子育て世帯臨時特例給付金の支給について」、報告を求めます。

○こども育成課長

子育て世帯臨時特例給付金の支給についてを資料をもとにご説明いたします。目的としまして、平成26年4月1日から消費税が8%に引き上げられたことを伴いまして、所得の低い方への負担の影響に鑑み臨時的に給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給するものです。給付金支給業務の円滑化と効率化のために、臨時福祉給付金と一体的な申請受付業務を実施いたします。支給要件ですが、支給対象者は26年1月分の児童手当の受給者、そして所得制限に満たないもの、対象児童は26年1月分の児童手当の対象となる児童で臨時福祉給

付金、そして生活保護受給者でないこと。給付金の額は対象児童一人につき1万円で対象見込みは1万9千人となっております。周知方法ですけれども臨時福祉給付金と同様に市報の7月号、8月号に掲載し7月15日にはチラシで全戸配布をいたします。問い合わせ対応といたしまして、コールセンターを7月1日から開設いたしまして給付金の申請は郵便による発送、受け付けを行います。もちろん窓口受け付けの申請も同時に実施いたします。具体的には申請書及び案内は7月末に発送し8月1日から受け付けを行います。

以上が子育て世帯臨時特例給付金の概要ですけれども、委託業者はプロポーザル方式で選定を行い、6月上旬に契約締結し委託期間は契約締結日から平成27年1月31日までです。申請受け付け業務内容ですが、申請書等の発送業務、郵便申請受け付け業務、窓口申請受け付け業務、申請データ入力業務、そして電話相談窓口業務となっております。

以上簡単ですけれども報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「いづか健幸都市基本計画の策定について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

飯塚健幸都市基本計画の策定についてご報告をいたします。

本市の健幸都市飯塚の構築につきましては、これまでもご報告させていただいておりますとおり、少子高齢社会に対応した都市の将来像を実現するため、スマートウェルネスシティ首長研究会に加入いたしまして健康長寿社会を創造する施策の研究を行っているところでございます。このたび当研究会の事務局であります株式会社つくばウェルネスリサーチの支援のもと、庁内の横断的な組織として設置いたしました飯塚市健幸都市推進委員会において検討を行いまして、お手元に配付をしておりますいづか健幸都市基本計画、これを策定いたしましたのでご報告をさせていただきます。

本計画は健康に関心のある人だけが参加する施策から脱却し、市民のだれもが健康で生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができることをこれからのまちづくりの施策ととらえ、気軽に生活習慣病の予防や健康長寿の実現に取り組んでいただけるような各施策を講じまして、元気に暮らすことができる都市づくりを推進するため策定をしたものでございます。

それでは計画の概要につきましてご説明をいたします。恐れ入りますが、資料の3ページをお願いいたします。3ページから9ページにかけては、第1章、策定の背景としまして平成30年には本市の高齢化率が30%となり元気な高齢者が求められること、また5ページでは車社会の進展による生活習慣病、6ページでは医療費、介護給付費の増大傾向等について記載をしております。

次に10ページをお願いいたします。10ページから20ページにかけては、第2章、現状と課題としまして策定に当たりまして30代から70代の市民500名を対象に歩数計や体組成計を使用した調査とアンケート調査を実施いたしまして、本市の現状を分析しその課題を記載しております。この調査の結果、内閣府から認定されました、いわゆるスマートウェルネスシティ特区に加盟する7自治体との比較において、加齢による筋肉の量や機能が低いこと、また運動不足が示されており12ページでは調査から市民の1日当たりの平均歩数が5840歩となっております。厚生労働省が推奨する歩数より低い結果となっております。一方では、健康づくりに必要な運動量を満たしていない市民においてもその64.4%の方が運動に対するやる気があるというアンケート結果となっております。

これらの調査結果等を踏まえ、恐れ入りますが21ページでございますけど、第3章の基本理念の中で、本市が目指す健幸都市の将来像をすべての人が健康で生き生きと笑顔で暮らせる

まちと定め、その実現に向けた3つの方針を掲げております。第1では拠点・コミュニティづくりとしまして、22ページ以降に記載のとおり予防医療の取り組み強化やまちづくり協議会など、市内の12地区のコミュニティとの協力や連携による事業展開を行い、次の第2の健幸づくりではウォーキングコースの設置などの環境づくり、健康寿命延伸のための健康プログラムの展開、さらに第3の公共交通ネットワークづくりでは、都市計画マスタープランに基づく拠点連携型の都市づくりにそって拠点間を公共交通で結び、市民の外出の機会や交流人口の拡大によって健幸づくりの支援を行うこととしております。

次に29ページをお願いいたします。29ページでございますが、計画の期間に関しましては平成26年度から平成30年度までの5年間とし、次の30ページでございますが、計画の実施による2つの目標値を掲げております。第一に、医療費の伸び率の軽減について一人当たりの国保と後期高齢者の医療費を平成24年度実績ベースに5年間維持すること、第二に平成30年度にはウォーキングイベント参加人口を3000人とすることを掲げております。今後は基本計画をもとに、将来の飯塚市を見据え庁内の横断的組織であります健幸都市推進委員会を中心といたしまして、それぞれの担当部署が十分に連携をし進捗状況について評価を適宜行うとともに、実効性のある具体的な事業展開を推進してまいります。

以上簡単でございますが、健幸都市基本計画についての策定についてご報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、この基本計画の中でございますが、22ページをお開きをお願いしたいと思います。22ページの中に括弧2がございまして、街なか交流・健幸広場（仮称）との連携というのがございます。ここは中心市街地に建築予定のコミュニティビル1階に街なか交流・健幸広場を設置し、本市の健康づくりの拠点施設の1つとして事業を展開し健康づくりに貢献するとともに、街中のにぎわいづくりを創出しますとしております。

この街なか交流・健幸広場につきましては、現在、検討を続けておりますが、その事業の内容について、案につきまして概要をまとめておりますのでご報告をいたします。この施設にはトレーニング室、多目的室、シャワー、更衣室、これを設置いたしまして、健康づくりの拠点施設とするとともにSWC関連事業の中核となる事業を展開する拠点施設といたします。

まずトレーニング室でございますが、主に女性やおおむね40歳以上の男女、これは運動の初心者、健康的活動の疎遠者、慢性疾病の予備軍といった方を考えておりますが、こういった方々をターゲットとした施設といたします。そのためトレーニング機器は初心者でも扱いやすい油圧式の機器を中心にそろえまして、筋力トレーニングを日常的にやられている市民の皆様は第1体育館等の他のトレーニング室に誘導を行います。また、あえて遮蔽物を置くなどして初心者でも他の利用者の目を気にせず利用ができるような雰囲気にしてはというふうに考えております。また、初心者の方にとってはどのように機械を使えばいいのか、どの程度運動すればよいかかわからない状態にあると想像できますので、運動指導員を常駐させ来場者は皆さん初心者であることを前提に積極的に声かけをしていくということを考えております。

次に多目的室でございますが、ここでは糖尿病教室、生活習慣病教室、女性向けの運動教室、託児付き等、そのほか健康指導教室等を行いまして教室参加者をその後すぐに積極的にトレーニング室での実地運動へ誘導することで運動体験へつなげ、教室の効果を拡大できるというふうに考えております。そのほかエアロビ教室、マタニティ教室やヨガ教室等の開催も検討していきたいと考えております。また健幸都市には食に関する啓発も必要と考えております。そこで多目的室にはキッチンも併設し食に関する授業も容易に開催できるようにしたいというふうに考えております。

このようにトレーニング室と多目的室を別々に活用するのではなくて、セットとして活用し多目的室の利用者をトレーニング室へ誘導することで2つの施設を効果的に連携させ施設全体の効用を上げていけるのではないかと考えております。また、更衣室も充実をさせ

る計画としております。これは単にトレーニング室や多目的室の利用者だけの利用ではなくて、一般のウォーキングの愛好者や初心者も利用が可能にしておき、例えば仕事帰り等に着替えをして運動したのち、シャワーを浴びて帰宅するような利用も可能な施設としてはというふうに考えております。以上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松本委員

いまご説明をいただきましたが、これはダイマル跡地の一階の床というふうに理解をいたします。運動をあまりされない初心者と、私のためにつくっていただくのかなというような気がするんですが、仕事帰りにも寄っていただくとかいうようなあれですが、大体どれくらいの人数を想定されるのか、また仕事帰りと言いますと、あそこは本町で駐車場等々がありませんよね。そうしますと、駐車場、車はどうするのかとか、料金はどうするのかとか、いろんなことを今から決められるんだろうというふうに思いますが、今から決められるんでしょうか、どうでしょう。

○健康・スポーツ課長

事業を実際に考えるに当たりまして、どの程度の事業ができるのだろうか、教室量等がどのくらいできるだろうかという想定はしております。具体的な実際の確定というのはまだ先にはなりますが、想定をしている中でいろいろ試算をしますと、ある程度のニーズというのが想定はしておるところでございますが、およそ3万人程度の年間では利用できるのではないかとというふうな感じではおります。また、先ほどの駐車場でございますが、駐車場につきましては全く近くに専用の駐車場はございませんので、市営駐車場を利用させていただくという、もしくは商店街の駐車場とか、民間の駐車場を利用させていただくほかございませんので、駐車場料金の減免等については今後課題になるのではないかとというふうには考えております。

○松本委員

初心者というのはやりたい、私のことを言っているようですが、やりたいという気はあるんですが、まず一歩がいけないんですよ。行っても私に何かできるやろかとか、ウォーキングにしても歩くのは良いというふうに聞くんだが、どうなんだろうとかね、その一歩が踏み込めないんですよ。それで、やっぱりそこら辺を十分考えていただいて、これは私のことを言っていますのでほかの方は違うかもしれませんが、本当にその一歩が入れば、1回行くと2回行けるんでしょうが、その1回が何となく、行ってもね、どうやろかこうやろかみたいな、行かないうちからいろいろ考えますので、ぜひそのところを。関心のないというか、関心はあるんですが、やらない人のためにどんなふうにするのかというのを十分考えて、駐車場等もありませんので、何時からどのようにするのか、料金も無料なのか、お金がいるのかとかいうようなことも含めてこれからだろうと思いますので、ぜひこういう大きな理念を持っていらっしゃるわけだからね、それに伴うような中身をやっていただければなというふうにお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宮嶋委員

私も松本委員と同じパターンだと思うんですけど、仕事帰りという枠を広げられたということは、夜間何時までかされるということですよ。まだ時間とかも決まってないのかもしれないんですけど、いま商店街はだいたい6時ぐらいでシャッター通りになりますよね。何かその辺の、特に若い女性の安全性とか、そういうこともぜひ考えて今後検討していただきたいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。
以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。